

特定事業者等支援事業

埼玉県さいたま市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	体育館の利用率低下に伴う指定管理料の変更		
総事業費 (千円)	60,793千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	60,793千円
事業概要	<p>①目的 利用者の安心安全を確保するため新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底し、広く市民が利用する施設として安定的な管理運営をしていくため、指定管理者を支援するもの。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 ・指定管理料（与野体育館） 10,766千円 ・指定管理料（サイデン化学アリーナ） 50,027千円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 ・ダンロップスポーツウェルネス・クリーン工房共同事業体（与野体育館指定管理者） ・スポーツのまちさいたまパートナーズ（株式会社コナミススポーツクラブ、日本メックス株式会社及び株式会社埼玉新聞社の共同事業体）（サイデン化学アリーナ指定管理者） 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 当該交付対象者は施設の指定管理者であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、施設の休館や利用率低下に伴う利用料金収入の減少、感染拡大防止対策のための物品購入費等の増加により、施設運営に支障をきたすため、交付対象者に対し支援するもの。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、利用人数の制限や消毒の実施等の徹底した感染拡大防止対策を行い、安心安全な施設運営が確保される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者の減少や利用料金収入の減少が長引いており、指定管理者による施設の維持管理・運営の継続が厳しい状況に陥っている。 指定管理者への支援により、感染拡大防止対策を継続的に徹底しつつ、安定した施設の維持管理・運営ができることから、地方創生臨時給付金を活用することが妥当である。</p>		

特定事業者等支援事業

<p>埼玉県さいたま市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</p>			
事業名	文化会館の利用率低下に伴う指定管理料の変更		
総事業費 (千円)	164,305千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	164,305千円
事業概要	<p>①目的 利用者の安心安全を確保するため新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底し、広く市民が利用する施設として安定的な管理運営をしていくため、指定管理者を支援するもの。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料（文化センター） 106,175千円 ・指定管理料（市民会館うらわ） 15,897千円 ・指定管理料（市民会館おおみや） 39,334千円 ・指定管理料（市民会館いわつき） 2,899千円 <p>③交付対象</p> <p>1) 交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人さいたま市文化振興事業団（文化センター、市民会館うらわ、市民会館おおみや、市民会館いわつき指定管理者） <p>2) 交付対象者の選定理由・選定方法</p> <p>当該交付対象者は施設の指定管理者であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、施設の休館や利用率低下に伴う利用料金収入の減少、感染拡大防止対策のための物品購入費等の増加により、施設運営に支障をきたすため、交付対象者に対し支援するもの。</p> <p>④期待される効果</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響下においても、利用人数の制限や消毒の実施等の徹底した感染拡大防止対策を行い、安心安全な施設運営が確保される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者の減少や利用料金収入の減少が長引いており、指定管理者による施設の維持管理・運営の継続が厳しい状況に陥っている。</p> <p>指定管理者への支援により、感染拡大防止対策を継続的に徹底しつつ、安定した施設の維持管理・運営ができることから、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		

【別紙様式】

特定事業者等支援事業

埼玉県さいたま市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。			
事業名	岩槻諏訪公園、岩槻文化公園、川通公園、元荒川緑地多目的広場、岩槻温水プールの休館等に伴う指定管理料の変更		
総事業費 (千円)	20,307千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	20,307千円
事業概要	<p>①目的 利用者の安心安全を確保するため新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底し、広く市民が利用する施設として安定的な管理運営をしていくため、指定管理者を支援するもの。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 ・指定管理料 20,307千円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 ・公益財団法人さいたま市公園緑地協会（岩槻諏訪公園、岩槻文化公園、川通公園、元荒川緑地多目的広場、岩槻温水プール指定管理者）</p> <p>2) 交付対象者の選定理由・選定方法 当該交付対象者は施設の指定管理者であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、施設の休館や利用率低下に伴う利用料金収入の減少、感染拡大防止対策のための物品購入費等の増加により、施設運営に支障をきたすため、交付対象者に対し支援するもの。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、利用人数の制限や消毒の実施等の徹底した感染拡大防止対策を行い、安心安全な施設運営が確保される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者の減少や利用料金収入の減少が長引いており、指定管理者による施設の維持管理・運営の継続が厳しい状況に陥っている。 指定管理者への支援により、感染拡大防止対策を継続的に徹底しつつ、安定した施設の維持管理・運営ができることから、地方創生臨時給付金を活用することが妥当である。		

【別紙様式】

特定事業者等支援事業

埼玉県さいたま市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	宇宙劇場の利用率低下に伴う指定管理料の変更		
総事業費 (千円)	15,858千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	15,858千円
事業概要	<p>①目的 利用者の安心安全を確保するため新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底し、広く市民が利用する施設として安定的な管理運営をしていくため、指定管理者を支援するもの。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 ・指定管理料 15,858千円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 ・株式会社五藤光学研究所（宇宙劇場指定管理者） 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 当該交付対象者は施設の指定管理者であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、施設の休館や利用率低下に伴う利用料金収入の減少、感染拡大防止対策のための物品購入費等の増加により、施設運営に支障をきたすため、交付対象者に対し支援するもの。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、利用人数の制限や消毒の実施等の徹底した感染拡大防止対策を行い、安心安全な施設運営が確保される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者の減少や利用料金収入の減少が長引いており、指定管理者による施設の維持管理・運営の継続が厳しい状況に陥っている。 指定管理者への支援により、感染拡大防止対策を継続的に徹底しつつ、安定した施設の維持管理・運営ができることから、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		